

その他の家事事件の国際裁判管轄

第1 戸籍法に規定する審判事件及び民法第791条に規定する子の氏の変更についての審判事件

1 中間試案（第1の16(1)）における提案

【甲案】 戸籍法に規定する審判事件（注）及び民法第791条に規定する子の氏の変更についての許可の審判事件の管轄権は、日本の裁判所に専属するものとする。

【乙案】 特に規律を設けないこととする。

（注）戸籍法に規定する審判事件とは、氏又は名の変更についての許可に係る審判事件（家事事件手続法別表第一の122の項）、就籍許可に係る審判事件（同法別表第一の123の項）、戸籍の訂正についての許可に係る審判事件（同法別表第一の124の項）、戸籍事件についての市町村長の処分に対する不服に係る審判事件（同法別表第一の125の項）をいう。

2 検討すべき論点（規定を設けることの是非）（【甲案】及び【乙案】関係）

戸籍法に規定する審判事件及び民法第791条に規定する審判事件は、その内容が日本の戸籍の記載に直接反映されることとなる事件又は日本の行政処分に対する不服に係る事件であることから、その管轄権は、当然、日本の裁判所に専属するものとも解される。そして、年金分割事件（部会資料13－2の2参照）及び都道府県の措置についての承認等の審判事件（部会資料13－5の第3参照）については、従前の部会において規定を設けないものとする方向で整理がされたこと、後述のとおり、その他の家事事件のうち本項の審判事件以外のものについては全て、中間試案において規定を設けないものとする旨の提案をし、意見募集の結果も、ほぼこの提案に賛成の意見であったことなどを踏まえると、本項の審判事件についても、規定を設けないものとする考えられる。

もっとも、部会においては、日本人の氏又は名の変更の許可の審判が日本の裁判所に専属する旨明文の規定を設けることにより、外国の裁判所による日本人の氏名の変更を許可する裁判は間接管轄を欠くことが明確になり、この点に意味があること、規定を設けない場合、外国の国籍を有する

者について当該外国の裁判所がした氏名変更の許可の裁判の日本における効力などが全て解釈に委ねられることになることについて疑問があることなどを理由として、【甲案】を支持する意見もあった。

この点について、意見募集の結果も踏まえ、どのように考えるか。

第2 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律に規定する審判事件

(注)

1 中間試案（第1の16(2)）における提案

特に規律を設けないものとする。

(注) 単位事件類型としての「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律に規定する審判事件」とは、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第3条第1項に基づく性別の取扱いの変更に係る審判事件（家事事件手続法別表第一の126の項）をいう。

2 検討すべき論点（中間試案の是非）

中間試案は、特に規律を設けないものとすることを提案しており、従前の部会において特段の異論は見られなかった。

この点について、意見募集の結果も踏まえ、どのように考えるか。

第3 生活保護法等に規定する審判事件 (注)

1 中間試案（第1の16(3)）の提案

特に規律を設けないものとする。

(注) 単位事件類型としての「生活保護法等に規定する審判事件」とは、生活保護法第30条第3項に基づく施設への入所等についての許可に係る審判事件（家事事件手続法別表第一の129の項）及び生活保護法第77条第2項（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第21条第2項において準用する場合を含む。）に基づく扶養義務者の負担すべき費用額の確定に係る審判事件（家事事件手続法別表第二の16の項）をいう。

2 検討すべき論点（中間試案の是非）

中間試案は、特に規律を設けないものとすることを提案しており、従前の部会において特段の異論は見られなかった。

この点について、意見募集の結果も踏まえ、どのように考えるか。

第4 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に規定する審判事件（注）

1 中間試案（第1の16(4)）の提案

特に規律を設けないものとする。

（注）心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）は、特定の刑法上の行為を行った者について、心神喪失を理由に不起訴処分又は無罪判決を受けこれが確定した場合及び心神耗弱を理由に不起訴処分又は刑を減輕する旨の確定裁判を受けた場合等に、裁判所が、検察官の申立てを受け、上記の者を医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定をすることができる旨等を規定しているところ、退院の許可や医療観察法に基づく医療の終了の申立て等を行うことができる者の一人として保護者を規定し、このような保護者となるべき者及びその順位を定め、先順位の者が保護者の権限を行うことができないときは、次順位の者が保護者となるが、後見人又は保佐人がいない場合において、対象者の保護のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所が利害関係人の申立てによってその順位の変更及び保護者の選任をすることができることとしている（医療観察法第23条の2第2項）。単位事件類型としての「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に規定する審判事件」とは、医療観察法第23条の2第2項ただし書及び同項第4号に基づく保護者の順位の変更及び保護者の選任に係る審判事件（家事事件手続法別表第一の130の項）をいう。

2 検討すべき論点（中間試案の是非）

中間試案は、特に規律を設けないものとすることを提案しており、従前の部会において特段の異論は見られなかった。

この点について、意見募集の結果も踏まえ、どのように考えるか。

第5 夫婦財産契約に関する審判事件（注）

1 中間試案（第1の16(5)）の提案

特に規律を設けないものとする。

(注) 単位事件類型としての「夫婦財産契約に関する審判事件」とは、夫婦財産契約による財産の管理者の変更等に係る審判事件（家事事件手続法別表第一の 58 の項）及び破産手続が開始された場合における夫婦財産契約による財産の管理者の変更等に係る審判事件（同法別表第一の 131 の項）をいい、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

2 検討すべき論点（中間試案の是非）

中間試案は、特に規律を設けないものとすることを提案しており、従前の部会において特段の異論は見られなかった。

この点について、意見募集の結果も踏まえ、どのように考えるか。

第 6 破産法に規定するその他の審判事件（注）

1 中間試案（第 1 の 16(6)）の提案

特に規律を設けないものとする。

(注) 破産法に規定するその他の審判事件とは、「親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失の審判事件」（破産法第 61 条第 1 項において準用する民法第 835 条に基づく、親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失に係る審判事件（家事事件手続法別表第一の 132 の項）をいい、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。第 1 の 6 参照）及び「破産手続における相続の放棄の承認についての申述の受理の審判事件」（破産法第 238 条第 2 項（同法第 243 条において準用する場合を含む。）に基づく、破産手続における相続の放棄の承認についての申述の受理に係る審判事件（家事事件手続法別表第一の 133 の項）をいい、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。第 1 の 10 参照）をいう。

2 検討すべき論点（中間試案の是非）

中間試案は、特に規律を設けないものとすることを提案しており、従前の部会において特段の異論は見られなかった。

この点について、意見募集の結果も踏まえ、どのように考えるか。

第7 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に規定する審判事件

(注)

1 中間試案（第1の16(7)）の提案

特に規律を設けないものとする。

(注) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「中小企業経営承継円滑化法」という。）においては、中小企業の先代経営者の全ての遺留分権利者の合意に基づき、先代経営者が生前贈与等をした会社株式等の財産を、遺留分算定の基礎となる財産の価額に算入せず、又は算入する際の価額を合意時の価額とすることを可能としており（中小企業経営承継円滑化法第4条から第6条まで参照）、これにより、相続開始後の相続人間の紛争を防止するとともに、相続開始に伴い散逸することとなる財産をある程度予見することを可能とすることで、その後の経営戦略を立案しやすい環境を整え、経営の安定化を通じた円滑な事業の継続を図ることを目指している。この合意が効力を生ずるための手続要件として、経済産業大臣による確認及び家庭裁判所の許可が必要であるとされているところ（中小企業経営承継円滑化法第7条及び第8条参照）、単位事件類型としての「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に規定する審判事件」とは、上記の遺留分の算定に係る合意についての許可に係る審判事件（家事事件手続法別表第一の134の項）をいう。

2 検討すべき論点（中間試案の是非）

中間試案は、特に規律を設けないものとすることを提案しており、従前の部会において特段の異論は見られなかった。

この点について、意見募集の結果も踏まえ、どのように考えるか。